

# = 班長引継事項 =

## 一斉清掃の出不足金規定の廃止について

2018年2月11日

2018年2月11日に開催されました第11回定例役員会において、『青木平区細則 第7条2項（一斉清掃）』の改訂が提案され承認、施行の運びとなりました。

改訂内容は以下の通りです。

### 『青木平区運営細則』

#### （一斉清掃）

第7条 青木平区内の一斉清掃は、年間春秋2回実施するものとし、区長の指示に従う。

2 一斉清掃は、原則として会員世帯各1名以上参加するものとし、都合によりやむを得ず参加できない場合は、1,000円を班に納入する。

削除



この一文を削除し、以下のよう第2項を改める。

追記



2 一斉清掃は、『美しく、綺麗な青木平』でありたいと思う方々の自発的な活動であり、原則として会員世帯各1名以上参加するものとし、都合によりやむを得ず参加できない場合は、班長にその旨を連絡する。

変更

### 【改訂の主旨】

- 1) 本来、出不足金規定は『会員相互の負担義務の公平・平等を前提に、参加出来る人と出来ない人の負担を公平にするために、参加しない人からお金で代償<sup>だいしょう</sup>してもらう。』ことにあります。しかし、その実態は『懲罰的』な罰金としての意味合いが加味されて、取り扱われています。
- 2) 仕事の都合で参加出来ない場合や、冠婚葬祭、旅行など家族的な都合、高齢により身体的負担が大きい場合など、このような場合、『負担の公平・平等』と言う名目だけで済ますことができるのか？今後のことも視野に入れ検討が必要な時期と考えます。
- 3) 『一斉清掃』の目的は、区内の清掃・美化活動であり、『美しく、綺麗な青木平』でありたいと思う方々の自発的な活動であるべきです。＊『一斉清掃』の原点
- 4) 一方、『いつも参加しない人はどうするのか？』との声も聞かれますが、相手は、『お金を払っているから文句言われる筋合いではない。』と思っているのかもしれませんが。これでは本来の清掃・美化活動の主旨からみても参加しているとは言えません。

そこで、このような方も居ることを前提にしつつも、本来の『一斉清掃』の原点に立ち返り、自発的な区民の環境美化運動としていきたいと思います。

上記提案は、役員会において、その構成員の4分の3以上の同意を得、承認されました。

施行日は同意を得た、2月役員会開催日となります。（平成30年2月11日）